

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第30号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年10月6日 10時00分ごろ	
発生場所	長崎県大村湾時津町時津港 時津港久留里埼防波堤灯台から真方位228°350m付近 (概位 北緯32°50.5′ 東経129°50.5′)	
事故等調査の経過	平成22年3月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 押船 第八十八<small>きんえい</small>金栄丸、138トン 135481、株式会社有明商事</p> <p>B バージ 第八十八<small>きんえい</small>金栄丸、全長86m なし、株式会社有明商事</p>	
乗組員等に関する情報	A 船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	B 船底に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか6人が乗り組み、船首尾喫水が約5mとなったB船を押し、A船押船列を構成し、時津港内の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に着岸作業中、平成21年10月6日10時00分ごろ、B船の船底が本件岸壁付近の海底に敷設されていた捨石に接触した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2 海象：潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	船長は、年間約4～6回、本件岸壁への着岸操船を行っていた。 船長は、本件岸壁付近に敷設されていた捨石の存在を知らなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船押船列は、時津港内の本件岸壁に着岸作業中、船長Aが本件岸壁付近の捨石の存在を把握していなかったことから、捨石に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が時津港内の本件岸壁に着岸作業中、船長Aが本件岸壁付近の捨石の存在を把握していなかったため、B船が捨石に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	